

津山市地域防災計画（風水害等対策編）（平成30年度）新旧対照表

頁	行	現 行	修 正 後	修 正 理 由
2	21	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則 第1項～第2項 略</p> <p>第3項 災害の想定 1 自然災害 (1) 略 (2) 大雨の原因としては、台風によるものが一番多く、梅雨前線によるもの、雷雨性の局地的豪雨によるものがこれに次ぎ、中小河川のはん濫、低地浸水、山崩れ、がけ崩れ、土石流等の被害が発生する。時期的には、6月から10月までが多くなっている。 (3) 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則 第1項～第2項 略</p> <p>第3項 災害の想定 1 略 (1) 略 (2) 大雨の原因としては、台風によるものが一番多く、梅雨前線によるもの、雷雨性の局地的豪雨によるものがこれに次ぎ、中小河川の<b>氾濫</b>、低地浸水、山崩れ、がけ崩れ、土石流等の被害が発生する。時期的には、6月から10月までが多くなっている。 (3) 略</p>	<p>語句の修正</p>
2	35	<p>2 人為災害 (1) 火災 火災件数は、前年度より1件増加している。死者数は2名増加し、負傷者については1名減少の12名になっている。 出火原因は、放火・放火の疑いが1位で、件数は前年度より5件減少し、11件となっている。2位はたき火・火入れで、3件増加となっており、空気の乾燥する時期は大火災につながる恐れがある。3位はこんろで前年度より3件増加の8件となっている。 出火種別は、建物火災が50件で、全体の約6割を占めており、林野火災6件、車両火災6件、その他火災が14件となっている。 (2)～(3) 略 (4) その他 略 開発行為が自然災害を増大させるもの 山崩れ、がけ崩れ、地すべり、宅地開発等による流水障害から起こる河川・水路の<b>はん濫</b></p>	<p>2 人為災害 (1) 火災 火災件数は、前年度より<b>29</b>件増加している。死者数は<b>1名減少</b>し、負傷者については<b>前年と同じ9</b>名になっている。 出火原因は、放火・放火の疑いが1位で、件数は前年度より<b>6件増加し、21</b>件となっている。2位はたき火・火入れで、<b>16</b>件増加となっており、空気の乾燥する時期は大火災につながる恐れがある。3位は<b>こんろ・火遊び等で4件となっている。</b> 出火種別は、建物火災が<b>38</b>件で、全体の約<b>5</b>割を占めており、林野火災<b>9</b>件、車両火災6件、その他火災が<b>29</b>件となっている。 (2)～(3) 略 (4) その他 略 開発行為が自然災害を増大させるもの 山崩れ、がけ崩れ、地すべり、宅地開発等による流水障害から起こる河川・水路の...河川・水路の<b>氾濫</b></p>	<p>現状の火災状況に修正</p> <p>語句の修正</p>

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災業務施設・設備等の整備

#### 第1項～第2項 略

#### 第3項 災害応急資機材・設備等

##### 1 方針

災害時の応急対策、又は災害復旧に必要な資機材・設備については、迅速な対応を図るため、計画的に備蓄・整備することとし、また、備蓄になじまない資機材については、関係機関、業者等から速やかに調達できるよう、協力体制の整備に努める。

##### 2 略

##### 3 実施内容及び方法

###### (1)～(2) 略

###### (3) 救助・救護関係

###### ～ 略

避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。

###### 略

市は、指定避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災業務施設・設備等の整備

#### 第1項～第2項 略

#### 第3項 災害応急資機材・設備等

##### 1 方針

災害時の応急対策、又は災害復旧に必要な資機材・設備については、迅速な対応を図るため、計画的に備蓄・整備することとし、また、備蓄になじまない資機材については、関係機関、業者等から速やかに調達できるよう、協力体制の整備に努める。

県、市及び医療機関は国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持するよう努める。また、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

##### 2 略

##### 3 実施内容及び方法

###### (1)～(2) 略

###### (3) 救助・救護関係

###### ～ 略

避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

###### 略

市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

15

16

大規模災害時の非常用通信手段の在り方に関する研究会（総務省）

熊本WG

熊本WG

20	6	<p>第2節 自然災害予防対策 第1項 略</p> <p>第2項 1～2 略 3 実施内容 (1) 略 (2) 略 警戒避難体制の実施 略 また、大雨により土砂災害発生危険度が高まるときに、県及び岡山地方気象台から発表される土砂災害警戒情報等を参考に、災害対策基本法第56条に規定する警報の伝達及び警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の措置を講じる。 略</p>	<p>第2節 自然災害予防対策 第1項 略</p> <p>第2項 1～2 略 3 実施内容 (1) 略 (2) 略 警戒避難体制の実施 略 また、大雨により土砂災害発生危険度が更に高まるときに、県及び岡山地方気象台から発表される土砂災害警戒情報等を参考に、災害対策基本法第56条に規定する警報の伝達及び警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の措置を講じる。 略</p>	<p>気象庁施策に準じた表現への修正</p>
22	4	<p>第3項 河川防災対策 1～2 略 3 実施内容 (1) 被害軽減を図るための措置 略 円滑かつ迅速な避難の確保 市は、洪水浸水想定区域の指定があった場合には、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報、氾濫危険水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。 略</p>	<p>第3項 河川防災対策 1～2 略 3 実施内容 (1) 被害軽減を図るための措置 略 円滑かつ迅速な避難の確保 市は、洪水浸水想定区域の指定があった場合には、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報、氾濫危険水位情報、<b>避難判断水位情報</b>（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。 略</p>	<p>水防法等の改正</p>
22	39	<p>(2) 河川改修事業の実施 ～ 略 総合治水対策 (資料) ・河川重要水防箇所（県管理） （資料編第3-2）</p>	<p>(2) 河川改修事業の実施 ～ 略 総合治水対策 (資料) ・河川重要水防箇所（県管理） （資料編第3-2）</p>	

		・河川浸水危険地域 (資料編第3 - 3)	・ <u>浸水想定区域</u> (資料編第3 - 3) ・河川浸水危険地域 (資料編第3 - 4)	
23	7	第4項 雨水出水対策 1 方針 雨水出水による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、水位周知下水道について、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、 <u>氾濫危険水位</u> に当該下水道水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。	第4項 雨水出水対策 1 方針 雨水出水による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、水位周知下水道について、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、 <u>雨水出水特別警戒水位(内水氾濫危険水位)</u> に当該下水道水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。	水防法等の改正
	16	2 略	2 略	
	17	3 実施内容 (1) 被害軽減を図るための措置 雨水出水特別警戒水位(氾濫危険水位)情報 市は、水位周知下水道について、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。	3 実施内容 (1) 被害軽減を図るための措置 雨水出水特別警戒水位(内水氾濫危険水位)情報 市は、水位周知下水道について、雨水出水特別警戒水位(内水氾濫危険水位)を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。	水防法等の改正 水防法等の改正
	20	<u>浸水想定区域内</u> の指定、公表等 市は、水位周知下水道について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を <u>雨水出水浸水区域</u> として指定し、指定の区域及び水深、浸水継続時間等を明らかにして公表する。	<u>雨水出水浸水想定区域</u> の指定、公表等 市は、水位周知下水道について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を <u>雨水出水浸水想定区域</u> として指定し、指定の区域及び水深、浸水継続時間等を明らかにして公表する。	水防法等の改正
	26	円滑かつ迅速な避難の確保 ア 市防災会議は、 <u>浸水想定区域</u> の指定があった場合には、市防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。	円滑かつ迅速な避難の確保 ア 市防災会議は、 <u>雨水出水浸水想定区域</u> の指定があった場合には、市防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。	水防法等の改正
	33	略 イ 市は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに <u>浸水想定区域内</u> の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の名	略 イ 市は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに <u>雨水出水浸水想定区域</u> 内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工	水防法等の改正

39	<p>称及び所在地について、住民に周知させるよう、雨水出水による浸水に対応したハザードマップの作成等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 雨水出水対策事業の実施 浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場、下水管渠等の新設又は回収を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。</p>	<p>場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、雨水出水による浸水に対応したハザードマップの作成等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 雨水出水対策事業の実施 浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場、下水管渠等の新設又は改修を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。</p>	語句の修正	
24	28	<p>第5項 ため池等農地防災対策 1～2 略 3 実施内容 (1) ため池整備 老朽化による堤防の決壊を防止するため、市及び地元関係者により、ため池の状態を十分調査把握し、早急に補強、適切な維持管理ができるよう、ため池整備事業等により堤体の改修及び補強、その他必要な管理施設の新設又は改良を行う。また、市町等の管理者は、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池から順次ハザードマップを作成し住民等へ配布するよう努める。</p>	<p>第5項 ため池等農地防災対策 1～2 略 3 実施内容 (1) ため池整備 老朽化による堤防の決壊を防止するため、市及び地元関係者により、ため池の状態を十分調査把握し、早急に補強、適切な維持管理ができるよう、ため池整備事業等により堤体の改修及び補強、その他必要な管理施設の新設又は改良を行う。また、市町等の管理者は、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池から順次ハザードマップを作成し住民等へ周知するよう努める。</p>	語句の修正
28	38	<p>第6項～第8項 略</p> <p>第9項 文化財保護対策 1～2 略 3 実施内容 (1) 防災意識の高揚 略 文化財の所有者や管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導、助言を行う。 適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。</p>	<p>第6項～第8項 略</p> <p>第9項 文化財保護対策 1～2 略 3 実施内容 (1) 防災意識の高揚 略 文化財の所有者や管理者に対し、防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導、助言を行う。 適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。</p>	語句の修正
40	<p>第4節 防災活動の環境整備 第1項 防災訓練 1～2 略 3 実施内容</p>	<p>第4節 防災活動の環境整備 第1項 防災訓練 1～2 略 3 実施内容</p>	語句の修正	



36	34	<p>訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や研修を実施する。</p> <p>略</p>	<p>訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や<u>計画的かつ継続的な</u>研修を実施する。</p> <p>略</p>	表現の適正化
39	13 14	<p>第2項 防災知識の普及 1~2 略 3 実施内容 (1) 防災教育 住民に対する防災教育 ア 略 イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報等の意味やその発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと等の防災知識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。</p> <p>ウ~エ 略 オ 略</p>	<p>第2項 防災知識の普及 1~2 略 3 実施内容 (1) 防災教育 住民に対する防災教育 ア 略 イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、避難所での飼養についての準備、<u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</u>等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や<u>避難指示(緊急)</u>、避難勧告、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の意味やその発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと等の防災知識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。</p> <p>ウ~エ 略 オ 略</p>	熊本WG
32	<p>なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開設していなくても躊躇なく避難勧告を発令する事態が生じうること、また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえっ</p>	<p>なお、<u>避難指示(緊急)</u>等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開設していなくても躊躇なく</p>	台風第10号	
34	<p>況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえっ</p>	<p><u>避難指示(緊急)</u>を発令する事態が生じうること、また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行</p>	台風第10号	

36	<p>て危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待機等を行うべきこと</u>について、周知徹底に努める。</p>	<p>うことがあって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」</u>を行うべきことについて、周知徹底に努める。</p>	<p>表現の適正化（避難勧告等ガイドラインとの整合）</p>	
カ 略	第5節 要配慮者等の安全確保計画	第5節 要配慮者等の安全確保計画		
	1～2 略	1～2 略		
	3 実施内容	3 実施内容		
	(1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿等	(1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿等		
	～ 略	～ 略		
	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成		
	略	略		
45	22	<p>市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練等の実施等を一層図る。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報情報の漏えい防止に十分留意する。</p>	<p>市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、<u>条例の定めにより</u>、あらかじめ避難行動要支援者名簿を<u>提供するとともに</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練等の実施等を一層図る。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報情報の漏えい防止に十分留意する。</p>	<p>表現の適正化（災対法との整合）</p>
	23			
	28	<p>また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新する。</p>	<p>また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、<u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p>	<p>熊本WG</p>
		略		
		(2) 福祉避難所の確保		
46	22	<p>市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるとともに、<u>平常時から</u>福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行うものとする。</p>	<p>市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるとともに、<u>平常時</u>から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行うものとする。</p>	<p>語句の修正</p>
		略		

48		<p>(3) ~ (4) 略  (5) 生活の支援等  ~ 略  <u>(新設)</u></p>	<p>(3) ~ (4) 略  (5) 生活の支援等  ~ 略  <u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。なお、県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</u></p>	台風第10号
49	4	<p>第6節 防災対策の整備・推進  第1項 防災に関する調査研究の推進  1 略  2 重点を置くべき調査研究事項  (1) 略  (2) 危険地域の実態把握  水害危険地域（<u>内水はん濫等浸水地域</u>）の把握  略</p>	<p>第6節 防災対策の整備・推進  第1項 略  1 略  2 重点を置くべき調査研究事項  (1) 略  (2) 危険地域の実態把握  水害危険地域（<u>雨水出水氾濫等浸水地域</u>）の把握  略</p>	最新の用語に修正
49	39	<p>第2項 緊急物資等の確保計画  1 略  2 体制の整備  略  また、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。  <u>(追加)</u>    3 略  第3項 略    第4項 被災者等への的確な情報伝達活動</p>	<p>第2項 緊急物資等の確保計画  1 略  2 体制の整備  略  また、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。  <u>市及び県は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。</u>  3 略  第3項 略    第4項 被災者等への的確な情報伝達活動</p>	熊本WG



50	19	<p>1 略</p> <p>2 市及び県は、報道機関及びポータルサイト・サーバー運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Lアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。</p> <p>また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p>	<p>1 略</p> <p>2 市及び県は、報道機関及びポータルサイト・サーバー運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Lアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。</p> <p>また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、<b>在日外国人、訪日外国人</b>、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p>	熊本WG
59	36	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 防災活動</p> <p>第1項 予報及び警報等</p> <p>1～2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 予報及び警報等の対象区域並びに種別</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>気象に関する予報及び警報等の種別</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 特別警報</p> <p>暴風、大雨等が原因で重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、岡山地方気象台が<b>最大限</b>の警戒を呼びかけるため発表するもの。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 防災活動</p> <p>第1項 予報及び警報等</p> <p>1～2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 予報及び警報等の対象区域並びに種別</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>気象に関する予報及び警報等の種別</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 特別警報</p> <p>暴風、大雨等が原因で重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、岡山地方気象台が<b>最大級</b>の警戒を呼びかけるため発表するもの。</p>	語意の修正 発表単位の変更
60	1	<p>イ 略</p> <p>オ 記録的短時間大雨情報</p> <p>県内で、数年に一度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。</p> <p>カ 竜巻注意情報</p>	<p>イ 略</p> <p>オ 記録的短時間大雨情報</p> <p>県内で、<b>大雨警報発表中</b>に数年に一度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。</p> <p>カ 竜巻注意情報</p>	気象庁施策に準じた表現に修正

7	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、<u>都道府県単位</u>で発表する。この情報の有効期間は、発表から<u>1時間</u>である。</p>	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった<u>とき</u>に、<u>一次細分区域</u>単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から<u>概ね1時間</u>である。</p>	<p>気象庁施策に準じた表現に修正</p>
12	<p>(2) 土砂災害警戒情報 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）並びに土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、<u>大雨により土砂災害発生</u>の危険度がさらに高まったとき、<u>県と岡山地方気象台</u>が<u>厳重な警戒</u>を呼びかける必要性を協議の上、共同で発表するもの。略</p>	<p>(2) 土砂災害警戒情報 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）並びに土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、<u>大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による</u>土砂災害発生<u>の危険度が更に</u>高まったとき、<u>県と岡山地方気象台</u>が<u>厳重な警戒</u>を呼びかける必要性を協議の上、共同で発表するもの。略</p>	<p>水防法</p>
22	<p>(3) 略 (4) 水防警報 水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）に基づき、国土交通大臣若しくは知事が指定する<u>河川</u>において、<u>洪水</u>による被害の発生が予想されるとき、<u>岡山河川事務所長又は関係県民局長</u>が水防活動を行う必要があると認めて発表するもの。</p>	<p>(3) 略 (4) 水防警報 水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）に基づき、国土交通大臣若しくは知事が指定する<u>河川、湖沼又は海岸</u>において、<u>洪水、津波又は高潮</u>による被害の発生が予想されるとき、<u>岡山河川事務所長又は関係県民局長</u>が水防活動を行う必要があると認めて発表するもの。</p>	<p>語句の追加</p>
33	<p>(5) 略 (6) 火災気象通報 消防法に基づき、岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を通報するもの。 略</p>	<p>(5) 略 (6) 火災気象通報 <u>消防法第 2 2 条</u>に基づき、岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を通報するもの。 略</p>	<p>表現の適正化</p>
第 2 項 略		第 2 項 略	
第 3 項 情報の収集・伝達及び防災関係機関相互の連携体制		第 3 項 情報の収集・伝達及び防災関係機関相互の連携体制	
1～2 略		1～2 略	
3 実施内容		3 実施内容	
(1)～(3) 略		(1)～(3) 略	
(4) 防災関係機関相互の連携体制		(4) 防災関係機関相互の連携体制	
<p>災害が発生した場合の災害応急対策、災害普及・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報</p>		<p>災害が発生した場合の災害応急対策、災害普及・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報</p>	

65	23 25	<p>を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに<u>平時</u>から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。</p> <p>災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。</p> <p>民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、市及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>また、市及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。</p> <p>略 ～ 略</p>	<p>を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに<u>平常時</u>から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・<u>研修</u>等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。</p> <p>災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。</p> <p>民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、市及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、<u>輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく</u>など、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>また、市及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。</p> <p>略 ～ 略</p>	<p>語句の修正</p> <p>熊本WG</p> <p>熊本WG</p>
65	41	<p>市は、<u>避難勧告または指示</u>を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>～ 略</p>	<p>市は、<u>避難指示（緊急）等の解除</u>を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>～ 略</p>	<p>表現の適正化 台風第10号</p>
66	14	<p>市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p>	<p>市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め</u>、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、<u>応援の受入体制の構築</u>等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p>	<p>熊本WG</p>

		略 (4) ~ (6) 略 (7) 業務継続体制の確保 市及び県、その他防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。 また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。 ~ 略	<u>市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</u> 略 (4) ~ (6) 略 (7) 業務継続体制の確保 市及び県、その他防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。 また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・ <u>研修</u> 等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。 ~ 略	熊本WG
68	20	略	<u>市は、躊躇なく避難指示（緊急）等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</u> 略	熊本WG
69	9	(新設)		台風第10号
		略 第3節 略	略 第3節 略	
		第4節 罹災者の救助保護 第1項 災害救助法の適用 1~2 略 3 実施内容 (1) 制度の概要 災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、 <u>知事が行い（法定受託事務）</u> 、市長がこれを補助する。 なお、知事は、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。	第4節 罹災者の救助保護 第1項 災害救助法の適用 1~2 略 3 実施内容 (1) 制度の概要 災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、 <u>法定受託事務として知事が行い</u> 、市長がこれを補助する。 なお、知事は、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を <u>市長に委任する</u> ことができる。 <u>知事は</u> 、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定め	表現の適正化
71	15	救助の程度、方法及び期間に関しては、 <u>知事が内閣総理大</u>		語句の修正 語句の修正

20 臣の定める基準に従って定めており、市及び県が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁する必要があることがある。

- 23 (2) 災害救助法による救助の種類
- 避難所の設置
  - 応急仮設住宅の供与
  - 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
  - 医療及び助産
  - 被災者の救助
  - 被災した住宅の応急修理
  - 学用品の給与
  - 埋葬
  - 死体の搜索
  - 死体の処理
  - 住居又はその周辺の土砂等の障害物の除去

第2項 避難及び避難所の設置

1～2 略

3 実施内容

(1) 略

(2) 避難勧告、避難指示（緊急）

知事又はその命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

洪水等の氾濫、又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退きを指示する。

る基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、市に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

(2) 救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、実施に関する事務を市長に委任する。

なお、知事は、市長へ委任した救助であっても、市長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めるときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

救助の種類	実施者
医療及び助産	知事
応急仮設住宅の供与	
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	
避難所の供与	市長
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	
学用品の給与	
埋葬	
死体の搜索及び処理	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

第2項 避難及び避難所の設置

1～2 略

3 実施内容

(1) 略

(2) 避難勧告、避難指示（緊急）

知事又はその命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

洪水等の氾濫、又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退きを指示する。

語句の修正  
語句の修正  
語句の修正  
救助実施者の明確化



75	4	<p>この場合、知事等は、速やかにその旨を警察署長に通知する(追加)</p>	<p>この場合、知事等は、速やかにその旨を警察署長に通知する(地すべりによる場合のみ)</p>	<p>表現の適正化</p>
		<p>(3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準 略 土砂災害の場合 ア 避難準備・高齢者等避難開始 (ア)~(イ) 略</p>	<p>(3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準 略 土砂災害の場合 ア 避難準備・高齢者等避難開始 (ア)~(イ) 略</p>	
76	2	<p>(ウ) 前日までの連続雨量が100mm以上あり、当日の日雨量が50mmを越えたとき</p>	<p>(ウ) 前日までの連続雨量が100mm以上あり、当日の日雨量が50mmを越えたとき</p>	<p>語句の修正</p>
	3	<p>(I) 前日までの連続雨量が40~100mmあり、当日の日雨量が80mmを越えたとき</p>	<p>(I) 前日までの連続雨量が40~100mmあり、当日の日雨量が80mmを越えたとき</p>	<p>語句の修正</p>
		<p>(オ)~(カ) 略 イ 避難勧告 (ア)~(イ) 略</p>	<p>(オ)~(カ) 略 イ 避難勧告 (ア)~(イ) 略</p>	
10		<p>(ウ) 前日までの連続雨量が100mm以上あり、当日の日雨量が50mmを越え、時間雨量30mm以上の強雨が予想されるとき</p>	<p>(ウ) 前日までの連続雨量が100mm以上あり、当日の日雨量が50mmを越え、時間雨量30mm以上の強雨が予想されるとき</p>	<p>語句の修正</p>
12		<p>(I) 前日までの連続雨量が40~100mmあり、当日の日雨量が80mmを越え、時間雨量30mm以上の強雨が予想されるとき</p>	<p>(I) 前日までの連続雨量が40~100mmあり、当日の日雨量が80mmを越え、時間雨量30mm以上の強雨が予想されるとき</p>	<p>語句の修正</p>
		<p>(オ)~(カ) 略 ウ 略</p>	<p>(オ)~(カ) 略 ウ 略</p>	
		<p>(4) 住民への伝達等 略 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備</p>	<p>(4) 住民への伝達等 略 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備</p>	
36		<p>「避難準備・高齢者等避難開始」を位置付けるほか、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難勧告等の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた避難勧告等の判断・伝達マニュアルを整備する。また、マニュアルの整備に当たっては、以下の点に留意する。</p>	<p>「避難準備・高齢者等避難開始」を位置付けるほか、国の「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」の趣旨を踏まえ、避難勧告等の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた避難勧告等の判断・伝達マニュアルを整備する。また、マニュアルの整備に当たっては、以下の点に留意する。</p>	<p>名称変更</p>
		<p>(土砂災害に関する事項) 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令すること</p>	<p>(土砂災害に関する事項) 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令すること</p>	



42	<p>を基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、<u>土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び岡山県土砂災害危険度情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。</u></p>	<p>を基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、<u>面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める</u></p>	<p>表現の適正化(避難勧告等ガイドラインとの整合)</p>	
略	(5) 避難誘導及び移送	略	(5) 避難誘導及び移送	
~	略	~	略	
避難の受入れ及び情報提供	ア~イ 略	避難の受入れ及び情報提供	ア~イ 略	
77	41	<p>ウ <u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の堅ろうな待避場所へ移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</u></p>	<p>ウ <u>避難指示(緊急)等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」へ移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</u></p>	台風第10号
78	1	<p>エ 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対する<u>避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。</u></p>	<p>エ 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して<u>して避難指示(緊急)等発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。</u></p>	台風第10号
9	<p>市は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。</u></p>	<p>市は、住民に対して<u>して避難指示(緊急)等発令する</u>にあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難勧告及び避難指示(緊急)</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令</u>に努める。</p>	台風第10号	
12	<p>市は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「<u>緊急的な待避</u>」や、「<u>屋内安全確保</u>」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。</p>	<p>市は、災害の状況に応じて<u>避難指示(緊急)</u>等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「<u>近隣の安全な場所</u>」への<u>待避</u>や、「<u>屋内安全確保</u>」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。</p>	台風第10号 語句の修正	

15	市は、危険の切迫性に応じて <u>勧告等の伝達文の内容を工夫</u> するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。	市は、危険の切迫性に応じて告 <u>避難指示（緊急）</u> 等の伝達文の内容を工夫する <u>こと、その対象者を明確にすること、対象者ごと</u> に取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。	台風第10号 台風第10号
19	市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、 <u>勧告等</u> を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、 <u>適時適切な避難誘導</u> に努める。	市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、 <u>避難指示（緊急）</u> 等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、 <u>適時適切な避難誘導</u> に努める。	台風第10号
30	略 避難者の移送 避難者の生命・身体を安全をを図るため、移送を要するときは、 <u>車両等</u> を確保し、移送を行う。 また、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる移送についても検討し、 <u>平時</u> にはヘリコプター離着陸敵地のリストアップを実施しておくなどし、災害時には必要に応じてヘリコプター等による移送を実施する。	略 避難者の移送 避難者の生命・身体を安全をを図るため、移送を要するときは、 <u>車両等</u> を確保し、移送を行う。 また、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる移送についても検討し、 <u>平常時</u> にはヘリコプター離着陸敵地のリストアップを実施しておくなどし、災害時には必要に応じてヘリコプター等による移送を実施する。	語句の修正
79	(6) 指定避難所等の指定 略 指定避難所に指定された施設の管理者は、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 <u>(追加)</u>	(6) 指定避難所等の指定 略 指定避難所に指定された施設の管理者は、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。	熊本WG
19	市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民への普及に当たっては、住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。	<u>市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u> 市は、マニュアルの作成、訓練・ <u>研修</u> 等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民への普及に当たっては、住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。	熊本WG
35	(7) 指定避難所の施設設備の整備 略 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、 <u>指定避難所の学校等の市施設</u> において、 <u>備蓄のためのスペース</u> や通信設備の整備等を進める。	(7) 指定避難所の施設設備の整備 略 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、 <u>指定避難所となる施設</u> において、 <u>あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保</u> 、通信設備の整備等を進める。	熊本WG
(8)	略	略	

		<p>(9) 避難所の運営管理 ～ 略</p> <p>避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p>	<p>(9) 避難所の運営管理 ～ 略</p> <p>避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p>	
80	37	(追加)	<p><u>市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</u></p>	熊本WG
	41	<p>略</p> <p>避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</p> <p>略</p>	女性参画推進
91	7  9	<p>第3項～第9項 略</p> <p>第10項 廃棄物処理等</p> <p>1～3 略</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。さらに、市及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。</p> <p>略</p>	<p>第3項～第9項 略</p> <p>第10項 廃棄物処理等</p> <p>1～3 略</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、<u>平常時</u>の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、市及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。</p> <p>略</p>	<p>語句の修正</p> <p>語句の修正</p>

95	1	<p>第11項 略</p> <p>第12項 文教災害対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 児童生徒等の就学援助措置等</p> <p><u>岡山県災害救助法施行細則</u>の示す基準による。</p> <p>以下、略</p>	<p>第11項 略</p> <p>第12項 文教災害対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 児童生徒等の就学援助措置等</p> <p><u>災害救助法施行細則</u>の示す基準による。</p> <p>以下、略</p>	適用細則の誤り
102	31	<p>第5節～第7節 略</p> <p>第8節 防災営農</p> <p>1～2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置</p> <p>農地</p> <p>市及び土地改良区は、河川等のはん濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事等により湛水排除を図る。</p> <p>～ 略</p>	<p>第5節～第7節 略</p> <p>第8節 防災営農</p> <p>1～2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置</p> <p>農地</p> <p>市及び土地改良区は、河川等の<b>氾濫</b>により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事等により湛水排除を図る。</p> <p>～ 略</p>	語句の修正
105	10	<p>第9節</p> <p>1～2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 水防活動</p> <p>～ 略</p> <p>決壊等の通報及び決壊後の処理</p> <p>水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及びはん濫する方向の隣接水防管理者等関係者に報告しなければならない。また、決壊箇所等については、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。</p> <p>～ 略</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>(1) 水防活動</p>	<p>第9節</p> <p>1～2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 水防活動</p> <p>～ 略</p> <p>決壊等の通報及び決壊後の処理</p> <p>水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及びはん濫する方向の隣接水防管理者等関係者に報告しなければならない。また、決壊箇所等については、できる限り<b>氾濫</b>による被害が拡大しないように努めなければならない。</p> <p>～ 略</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>(1) 水防活動</p>	語句の修正

	<p>～ 略</p> <p>38 国は、洪水、雨水出水による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができる。</p> <p>略</p> <p>第10節 略</p> <p>第11節 雪害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施機関（実施責任者）等</p> <p>市</p> <p>県（土木部）</p> <p>12 3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 情報の伝達</p> <p>市及び県は、警報等を住民等に伝達する体制を整備するとともに、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用や、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</p> <p>26 (3) 道路交通の確保</p> <p>冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪機械、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。</p> <p>34 <u>（追加）</u></p> <p>略</p>	<p>～ 略</p> <p>国は、洪水、雨水出水、<u>津波又は高潮</u>による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができる。</p> <p>略</p> <p>第10節 略</p> <p>第11節 雪害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施機関（実施責任者）等</p> <p>市</p> <p>県（土木部）</p> <p><u>県警察</u></p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 情報の伝達</p> <p>市及び県は、警報等を住民等に伝達する体制を整備するとともに、さまざまな環境下にある住民、<u>要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者</u>等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用や、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</p> <p>(3) 道路交通の確保</p> <p>冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪機械、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。</p> <p><u>また、豪雪による広域的な雪害対策については、高速道路を含む幹線道路において交通の途絶のおそれがある場合には、関係する警察及び道路管理者間で緊密に連絡調整を行い、道路管理者間で連携して除雪作業を実施するなど、より一層の連携強化を図り、早期の道路交通の確保に努める。</u></p> <p>略</p>	<p>語句の追加</p> <p>平成29年豪雪</p> <p>台風第10号</p> <p>平成29年豪雪</p>
--	--	--	--



108	26	<p>第12節 火災対策  第1項 大規模な火災対策  1～2 略  3 実施内容  (1) 略  (2) 消火・避難活動  大規模な火災が発生した場合、市及び消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。</p> <p>略</p>	<p>第12節 火災対策  第1項 大規模な火災対策  1～2 略  3 実施内容  (1) 略  (2) 消火・避難活動  大規模な火災が発生した場合、市及び消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に保有する車両（はしご車、化学車、ポンプ車等）を有効に活用して消火及び自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。</p> <p>略</p>	<p>表現の適正化</p>
128	5	<p>第4章 災害復旧計画  第1節 復旧・復興計画  第1項 略</p> <p>第2項 被災者等の生活再建等の支援  略  1 略  2 略</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して市の体制のみでは不足すると見込まれる場合には、市に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。</p> <p>3 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p>	<p>第4章 災害復旧計画  第1節 復旧・復興計画  第1項 略</p> <p>第2項 被災者等の生活再建等の支援  略  1 略  2 略</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して市の体制のみでは不足すると見込まれる場合には、市に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</p> <p>3 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>略</p>	<p>熊本WG</p> <p>熊本WG</p>